

2015年4月22日

Directorate General of Customs and Excise  
Jl. Jenderal Ahmad Yani  
Jakarta 13230  
Indonesia

インドネシア税関規則改正案について

拝啓、

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしております。

今般、貴所にご訪問させて頂いたおり、貴所が職権で仮差し止めが可能なようにインドネシア税関規則を改定する動きをされていると聴き、当協会が願う職権による差し止めとも合致し、大変好ましい制度改正であると存じます。つきましては、この制度の早期改正をお願い申し上げます。なお、その際、拝受いたしましたインドネシアの税関規則改正案の数点について、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

Hirokazu Bessho

(別所 弘和)

常務理事

一般社団法人日本知的財産協会

## インドネシア税関規則改正案について

一般社団法人日本知的財産協会

当協会が、2015年1月21日ご訪問致させて頂いた折、受領致しましたインドネシア関税規則改正案については、当協会もお願いしている「職権による税関職員の商標・著作権侵害疑義品の仮差し止め」「商標の関税登録制度を制定」するなど、貴国における模倣品を阻止し、知的財産権侵害撲滅のための有効な制度導入の動きと、歓迎しております。是非、早期法制化をお願い致します。

なお、細かな点で、権利者ユーザーにとって、更に有効とするため、以下の検討をお願い致したく、重ねてお願いする次第です。

### 1. 規則案：15条1項

第21条に記載された一時的保留に対し、輸入者又は輸出者（以下、「輸入者等」）が証人となった上で、権利所有者又は権利保持者（以下、「権利所有者等」）は税関職員によって実施される検査に参加・実施しなくてはならないと規定されております。この規定を、「権利所有者等は税関に対し鑑定書を提出する」という規定とすることを希望します。

#### 〈理由〉

日本のような外国の権利所有者等が、検査に参加するのは、時間的にもコスト的にも大きな負担になります。特に、一時的保留期間を10日と規定（第16条）されており、この短期間での検査参加の判断、税関までの移動、検査への参加は極めて難しいのが実情であります。

また、「輸入者等が証人となった上で検査」とあり、輸入者等（被疑侵害者）と面会の上での検査を行うことで、権利所有者等の従業員個人が輸入者等（被疑侵害者）に知られ、その個人の身に危険が及ぶ可能性を多くの権利所有者等が懸念しております。

従いまして、税関より検査物品の写真等及び輸入者等情報を権利所有者等に電子メールなどにより送付し、それら情報に基づいて権利所有者等側で鑑定書を作成し、税関へ提出すると共に、この鑑定書に基づいて税関にて検査物品の差し止めを判断する手続きになることを希望いたします。なお、写真等で鑑定が困難な場合においては、現場での立会いによる検査に参加いたします。

### 2. 規則案：15条6項

権利所有者等が一時的保留が行なわれた貨物が知的財産権を侵害していると表明した場合、権利所有者等は法的措置若しくは下記の対応を行う意思を表明しなくてはならないと規定されております。

- a. 商事裁判所に対し民事訴訟を起こす；

- b. 捜査官又は文民捜査官に刑事訴訟を起こす；
- c. 仲裁又は、別の方法において紛争事項の解決を試みる。

この規定に加え、税関が職権で押収品の廃棄や罰金を課す規定を設けることを希望します。特に、郵便小包などの小規模貨物の処理については、税関が職権で廃棄できる制度とされることを希望します。

〈理由〉

模倣品の流通の多くは、郵便小包のような小規模貨物であります<sup>※1</sup>。

しかし、この小規模貨物に対し、その都度、権利所有者等が民事訴訟又は刑事訴訟及び和解交渉を行うことは権利所有者等に大きな負担となると共に、裁判所の負荷も大きくなります。

従いまして、税関が職権で押収品の廃棄や罰金を課す制度（以下、「税関による職権処分制度」という）を採用することを希望します。

大型貨物を含むすべての貨物に対して税関による職権処分制度を採用するのが困難であれば、小規模貨物のみにつき税関による職権処分制度を採用することを希望いたします。

なお、日本においては小規模貨物に関わらず全ての輸入禁止貨物について税関による廃棄等の手続きを採用しております（関税法 69 条の 2 第 2 項）。また、欧州税関においても小規模貨物に関わらず全ての輸入禁止貨物について税関による廃棄などの簡易手続きを採用しております（欧州連合及び理事会規則 No. 608/2013 第 23 条 1 項、第 26 条）。

※ 1 日本税関における模倣品の 90%以上が郵便小包

### 3. 規則案：第 13 条 2 項

知的財産権侵害を示す又はその関与が疑われる点を発見した税関職員は、当該の疑いを権利所有者等に通知しなくてはならない。この通知に対し、権利所有者等は通知日から遅くとも 5 日以内に回答しなくてはならない。とありますが、5 日以内の期間をより長期としていただきたくことを希望します。例えば日本の税関規則では 10 日と規定されております。

〈理由〉

多くの鑑定機能が日本にある日本企業において、インドネシアー日本間の連絡、場合によっては、正確な真贋判定のための現場鑑定の必要性を鑑みると 5 日の期間内で正確な鑑定を行うのは困難な場合もあることが懸念されます。

従いまして、5 日以内の期間を更に長期としていただきたくことを希望します。

以上